

# 第5回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 5番, 8番)

開催期日 令和5年11月29日

第5回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 令和5年11月29日(水) 午前9時30分  
場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 鳥 村 正 行

書 記

栗山町農業委員会事務局 中 川 圭 太

本日の出席委員

1 番 鈴 木 正 志	10 番 長 尾 卓 也
2 番 田 村 俊 彦	11 番 川 崎 浩 彦
3 番 田 村 賢 治	12 番 木 下 等 嗣
4 番 西 川 満	13 番 寺 雅 彦
5 番 桂 一 照	
6 番 柴 田 貴 浩	15 番 吉 尾 由美子
7 番 土 門 雅 一	16 番 大 櫛 和 矢
8 番 松 田 とも子	17 番 塚 本 政 紀
9 番 中 島 武 博	18 番 鳥 村 正 行

本日の欠席委員

14 番 吉 田 義 弘

本日の参与員

栗山町農業委員会 事務局 長 上 野 政 則  
" 事務局 主査 中 川 圭 太  
" 事務局 員 山 下 倅 生  
" 事務局 員 山 宮 匠 土

本日の議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名委員の指名
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4	報告第 8 号	農地のあっせん成立について
5	議案第 23 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
6	議案第 24 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
7	議案第 25 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
8	議案第 26 号	土地の現況証明願いについて
9	議案第 27 号	農用地利用集積計画（案）について
10	議案第 28 号	農地のあっせんについて
11	議案第 29 号	買入協議を行う旨の通知の要請について
12	議案第 30 号	耕作放棄地の非農地判断について（案）
13		農業団体等報告事項

（局長）

全員ご起立願います。礼、ご着席ください。

第 5 回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日は、出席委員 17 名、欠席委員 1 名、吉田委員から所用のため欠席との報告をいただいております。

栗山町農業委員会会議規則第 10 条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長 開会宣言お願いいたします。

（会長）

雪虫が飛ぶ季節となり、今年の暑さが懐かしく思えます。その暑さにより農作物の出来が悪くなっていますが、皆様におきましては最後まで安全に十分に注意して作業して頂きたいと思っております。作業でお疲れの事と思っておりますが、本日の総会につきましても慎重審議をお願い致します。それでは早速、総会を進めていきたいと思っております。

（議長）

日程 1 会議録署名委員についてですが、5 番桂委員、8 番松田委員を指名いたします。よろしく願います。

日程 2 会期の決定でございますが本日 1 日でよろしいでしょうか。（ハイの声）

ハイという声がありましたので、本日 1 日といたします。

日程 3 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

(局長)

会務報告のページをお開きください。10月27日に栗山町・由仁町農業委員会交流会が開催され、鳥村会長他16名が参加しております。11月7日から16日にかけて令和5年度栗山町農業振興公社地域懇談会が町内21箇所で開催され、各地区担当委員が出席しております。11月13日から15日にかけて国内研修視察が行われ、鳥村会長他15名が参加しております。11月22日に現地調査を、西川委員、川崎委員、吉尾委員で行っております。11月24日から25日かけて新・農業人フェアが大阪府で開催され、田村俊彦委員、木下委員が参加しております。令和5年度地区別農業委員等研修会が深川市で開催され、柴田委員外5名が参加しております。以上です。

(議長)

はい。只今、局長の方から報告がございましたけども、何か質問ございませんか。(質疑なしの声)なければ次に進みたいと思います。

日程4 報告第8号「農地のあっせん成立について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

報告第8号 農地のあっせん成立について 下記農地について、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき成立したので報告する。今回は1件でございます。

番号1 申出者住所・氏名 栗山町字140番地11 ○○○○、相手方住所・氏名 栗山町字○○803番地 ○○○○、成立年月日は令和5年11月1日でございます。対象農地につきましては、○○140番地3 地目については公簿が畑、現況が田、面積20,621㎡外9筆。全筆田でございまして、10筆合計25,664㎡となっております。売買価格につきましては、10aあたり 田○○○○○○円、面積を乗じまして 対価 ○○○○○○円となっております。あっせん委員は、長尾委員、大櫛委員でございます。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)なければ報告でございますので、次に進みます。

日程5 議案第23号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第23号 農地法第18条第6項の規定による通知について 下記農地にかかる賃貸借契約の解約について通知があったので報告する。今回は、2件でございます。

番号1 所在 ○○271 番地2 地目につきましては公簿現況ともに田、面積3,488㎡外18筆。全筆田でございまして合計19筆28,567㎡でございます。利用状況については水田、契約内容 賃貸借、契約年月日 令和3年11月30日、契約期間 令和3年11月30日から令和8年11月30日、解約通知日は令和5年11月7日でございます。賃貸人 栗山町字○○4 番地7 ○○○○、賃借人 栗山町字○○248 番地8 ○○○○となっております。

番号2 所在 ○○66 番地1の内 地目につきましては公簿現況ともに田、面積13,089㎡外4筆。内訳につきましては、田4筆17,076㎡、畑1筆1,360㎡、合計5筆18,436㎡でございます。利用状況については水田及び普通畑、契約内容 賃貸借、契約年月日 平成27年9月30日、契約期間 平成27年9月30日から令和7年11月30日、解約通知日は令和5年11月20日でございます。賃貸人 栗山町○○64 番地 ○○○○、賃借人 栗山町字○○540 番地 株式会社○○○○ 代表取締役○○○○となっております。以上です。

(議長)

はい。事務局の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。  
なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)  
それでは、採決に移ります。

議案第23号「農地法第18条第6項の規定による通知について」原案に賛成の方の挙手を求めます。  
—全員挙手— よって議案第23号は原案どおり決定いたします。

日程6 議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について 下記の農地について、所有権移転による許可申請があったので、許可の可否について意見を諮う。今回は、所有権移転1件でございます。

番号1 所在 ○○666 番地 地目につきましては、公簿、現況ともに畑、面積1,396㎡外1筆。内訳につきましては、田1筆3,036㎡、畑1筆1,396㎡、2筆合計4,432㎡でございます。譲渡人 栗山町字○○40 番地 有限会社○○○○ 代表取締役○○○○、摘要といたしまして、効率良く耕作するために農地の集約化を図りたく、申請地を売り渡したい。譲受人 栗山町字○○214 番地 ○○○○、摘要といたしまして、効率良く耕作するために農地の集約化を図りたく、申請地を買い受けたい。となっております。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、現地調査を行っておりますので地区担当委員より報告をお願いします。

(2番 田村俊彦)

番号1につきましては、農業後継者である○○○○さんに対する所有権移転である事から、問題ない

と思います。

(議長)

はい。事務局及び地区担当委員の説明が終わりましたので審議したいと思います。

何か質問等ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって原案どおり決定といたします。

議案第 24 号については全て原案どおり決定といたします。

日程 7 議案第 25 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 25 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について 下記農地を農地以外のものとするため許可申請書の提出があったので、北海道農業会議に意見聴取するにあたり許可の可否について意見をを諮う。今回は 1 件でございます。

番号 1 所在 ○○30 番地 24 の内 地目につきましては、公募現況ともに畑、面積 1,673.33 m<sup>2</sup>外 1 筆。全筆畑でございまして、2 筆合計 1,785.27 m<sup>2</sup>。所有者及び転用者 栗山町○○3 丁目 252 番地 ○○○○、転用目的につきましては、住宅分譲地造成に伴う永久転用でございます。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、議案第 26 号「土地の現況証明願いについて」と併せ、この件につきましては現地調査を行っておりますので、現地調査班長より報告をお願いします。

(4 番 西川)

令和 5 年 10 月 27 日 第 4 回農業委員会総会後に提出のあった農地法第 4 条の転用申請に基づき、令和 5 年 11 月 22 日に、川崎委員、吉尾委員、上野事務局長、山下主事、同行のもと現地調査を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。番号 1 につきましては、申請地は、栗山町役場の北東約 1.3km に位置する農振区域内にある第 2 種農地であり、この度、申請者より住宅分譲地の造成をする旨の許可申請があったものであります。本件は、周囲に影響を与えることもないので転用することに支障はないものと認めます。また、現況証明願いにつきましては、申請どおりの現況であることを、同日、現地調査を行い、確認してきております。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

(議長)

はい。事務局及び現地調査班長の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第 25 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 25 号は原案どおり決定といたします。

日程 8 議案第 26 号「土地の現況証明願いについて」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 26 号 土地の現況証明願いについて 下記土地の現況について、現況地目欄記載のとおり証明願い出があったので証明の可否について意見を諮う。今回は、2 件でございます。

番号 1 所在 ○○2 丁目 380 番地 7 の内 公簿地目 畑、現況地目 農地外、面積 4.99 ㎡外 1 筆。全筆畑でございまして 2 筆合計 242 ㎡。利用状況 宅地及び公衆用道路、所有者及び願出人氏名 ○○市○○区○○4 丁目 9 番 15 号 ○○○○、摘要といたしまして地目変更登記用となっております。

番号 2 所在 ○○511 番地 4、公簿地目 田、現況地目 農地外、面積 106 ㎡外 3 筆。全筆田でございまして 4 筆合計 4,237 ㎡。利用状況は 雑種地及び原野、所有者及び願出人氏名 栗山町○○167 番地 86 ○○○○、摘要といたしまして地目変更登記用となっております。

(議長)

はい。只今、事務局より説明があり、先ほど、現地調査班長より報告を受けておりますが、何か質問、意見ございませんか。なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

それでは議案第 26 号「土地の現況証明願いについて」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 26 号については原案どおり決定といたします。

日程 9 議案第 27 号「農用地利用集積計画（案）について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 27 号 農用地利用集積計画（案）について 下記農地の所有者から、農用地利用集積計画を定めた旨の申し出があったので、栗山町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき意見を諮う。今回は、賃貸借 23 件、所有権 2 件、計 25 件でございます。

整理番号 5 賃 66-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字○○21 番地 3 ○○○○、利用権を設定する者 ○○市○○1 番地 14 ○○○○、申出年月日は令和 5 年 11 月 9 日でございます。利用権を設定する土地につきましては、所在 ○○278 番地 現況地目 畑、面積 2,764 ㎡外 3 筆。内訳につきましては、田 1 筆 5,937 ㎡、畑 3 筆 21,512.56 ㎡、4 筆合計 27,449.56 ㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間 令和 5 年 11 月 30 日から令和 8 年 11 月 30 日までの 3 年、借賃につきましては、10a あたり田○○○○○○円、畑○○○○○○円、それぞれ面積を乗じまして合計○○○○○○円。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに、○○○○指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・大豆で、世帯員は男 1 人女 3 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 260 日と

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 5 賃 67-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇18 番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇224 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 5 年 11 月 13 日でございます。利用権を設定する土地につきましては、所在 〇〇219 番地 1 現況地目 畑、面積 3,042 m<sup>2</sup>外 2 筆。全筆畑でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間 令和 5 年 11 月 30 日から令和 10 年 11 月 30 日までの 5 年、借賃につきましては、10a あたり畑〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに、〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・大豆・種子馬鈴薯で、世帯員は男 2 人女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 260 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 5 賃 68-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇365 番地〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇127 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 5 年 11 月 13 日でございます。利用権を設定する土地につきましては、所在 〇〇362 番地 1 現況地目 畑、面積 6,476 m<sup>2</sup>外 10 筆。全筆畑でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間 令和 5 年 11 月 30 日から令和 10 年 11 月 30 日までの 5 年、借賃につきましては、10a あたり畑〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに、〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物はトマト・馬鈴薯で、構成員世帯員は男 1 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 260 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 5 賃 69-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇926 番地 1 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇95 番地 73 〇〇〇〇、申出年月日は令和 5 年 11 月 14 日でございます。利用権を設定する土地につきましては、所在 〇〇143 番地 1 現況地目 田、面積 4,688 m<sup>2</sup> 1 筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間 令和 5 年 11 月 30 日から令和 15 年 11 月 30 日までの 10 年、借賃につきましては、10a あたり田〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに、〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦で、世帯員は男 2 人女 4 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 260 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 5 賃 70-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇318 番地 3 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇321 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 5 年 11 月 13 日でございます。利用権を設定する土地につきましては、所在 〇〇310 番地 11 現況地目 畑、面積 5,180 m<sup>2</sup>外 3 筆。全筆畑でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃

貸借、契約期間 令和5年11月30日から令和8年11月30日までの3年、借賃につきましては、10aあたり畑〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに、〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦・種子馬鈴薯で、世帯員は男1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も260日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号5賃71-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町〇〇4丁目24番地35 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇321番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和5年11月2日でございます。利用権を設定する土地につきましては、所在 〇〇315番地1 現況地目 畑、面積1,154㎡外7筆。内訳につきましては、田5筆23,125㎡、畑3筆4,579㎡、合計8筆27,704㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間 令和5年11月30日から令和8年11月30日までの3年、借賃につきましては、10aあたり田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに、〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・大豆・種子馬鈴薯で、世帯員は男2人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も260日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号5賃72-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇18番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇97番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和5年11月13日でございます。利用権を設定する土地につきましては、所在 〇〇404番地1 現況地目 畑、面積16,211㎡外1筆。全筆畑でございまして2筆合計17,193㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間 令和5年11月30日から令和15年11月30日までの10年、借賃につきましては、10aあたり畑〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに、〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・大豆・種子馬鈴薯で、世帯員は男2人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も260日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号5賃73-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇139番地1 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇97番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和5年11月13日でございます。利用権を設定する土地につきましては、所在 〇〇95番地1の内 現況地目 畑、面積20,000㎡の1筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間 令和5年11月30日から令和15年11月30日までの10年、借賃につきましては、10aあたり畑〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに、〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦・大豆で、世帯員は男5人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も260日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号5賃74-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇592番地 〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇理事長〇〇〇〇、申出年月日は令和5年11月7日でございます。利用権を設定する土地につきましては、所在 〇〇550番地1 現況地目 畑、面積4,990㎡外5筆。内訳につきましては、田5筆35,432㎡、畑1筆4,990㎡、6筆合計40,422㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間 令和5年11月30日から令和10年9月28日までの4年10カ月、借賃につきましては、売買代金に賃貸料及び諸経費それぞれ1%を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法につきましては、毎年12月10日までに、公益財団法人 〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦・玉葱で、構成員は男1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も260日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号5所75-1 所有権の移転を受ける者 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇理事長〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇140番地11 〇〇〇〇、申出年月日は令和5年11月13日でございます。所有権を設定する土地につきましては、所在 〇〇139番地1 現況地目 田、面積12,814㎡外4筆。全筆田でございまして、5筆合計40,159㎡でございます。移転する所有権の内容につきましては、利用目的 水田として利用、所有権移転の時期は令和5年11月30日、土地の引渡時期 令和5年11月30日、対価につきましては、10aあたり田〇〇〇〇〇〇円、田〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。対価の支払方法は、令和6年1月11日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。

整理番号5所76-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇803番地 〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇140番地11 〇〇〇〇、申出年月日は令和5年11月1日でございます。所有権を設定する土地につきましては、所在 〇〇140番地3 現況地目 田、面積20,621㎡外9筆。全筆田でございまして、10筆合計25,664㎡でございます。移転する所有権の内容につきましては、利用目的 水田として利用、所有権移転の時期は令和5年11月30日、土地の引渡時期 令和5年11月30日、対価につきましては、10aあたり田〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。対価の支払方法は、令和6年5月31日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。

整理番号5賃77-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇18番地1 〇〇〇〇外1名、利用権を設定する者 栗山町〇〇3丁目252番地 一般財団法人〇〇〇〇理事長〇〇〇〇、申出年月日は令和5年11月17日でございます。利用権を設定する土地につきましては、所在 〇〇91番地4 現況地目 田、面積7,463㎡外3筆。全筆田でございまして4筆合計8,000㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間 令和5年11月30日から令和9年3月31日までの3年4カ月、借賃につきましては、売買価格〇〇〇〇〇〇円に賃貸料の2%を乗じまして〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに、一般財団法人〇〇〇〇理事長〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な

経営作物は施設野菜で、世帯員は男2人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も260日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号5賃78-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇141番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇207番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和5年11月14日でございます。利用権を設定する土地につきましては、所在 〇〇208番地1 現況地目 田、面積8,347㎡の1筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間 令和5年11月30日から令和7年11月30日までの2年、借賃につきましては、10aあたり田〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに、〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は玉葱で、世帯員は男2人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も260日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号5賃79-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇377番地6 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇379番地11 〇〇〇〇、申出年月日は令和5年11月9日でございます。利用権を設定する土地につきましては、所在 〇〇353番地1 現況地目 畑、面積15,249㎡の1筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間 令和5年11月30日から令和6年11月30日までの1年、借賃につきましては、10aあたり畑〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法につきましては、11月30日までに、〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は種子馬鈴薯・小麦・水稻・大豆で、世帯員は男3人女3人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も260日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号5賃80-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇178番地32 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇183番地13 〇〇〇〇、申出年月日は令和5年11月13日でございます。利用権を設定する土地につきましては、所在 〇〇183番地1の内 現況地目 田、面積1,983㎡外6筆。全筆田でございまして7筆合計39,633㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間 令和5年11月30日から令和8年11月30日までの3年、借賃につきましては、10aあたり田〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに、〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・トマトで、世帯員は男4人女3人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も260日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号5賃81-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇338番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇市〇〇区〇〇3条2丁目28番13号 推定相続人〇〇〇〇、申出年月日は令和5年11月13日でございます。利用権を設定する土地につきましては、所在 〇〇244番地1 現況地目 田、面積14,914㎡外2筆。全筆田でございまして3筆合計33,357㎡でございます。設定する利用権の内容に

つきましては、種類 賃貸借、契約期間 令和5年11月30日から令和10年11月30日までの5年、借賃につきましては、10aあたり田〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに、〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻で、世帯員は男2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も260日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号5賃82-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇40番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇238番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和5年11月16日でございます。利用権を設定する土地につきましては、所在 〇〇900番地4 現況地目 畑、面積1.67㎡外16筆。内訳につきましては、田13筆 53,247㎡、畑4筆 1,965.67㎡、17筆合計55,212.67㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間 令和5年11月30日から令和9年11月30日までの4年、借賃につきましては、10aあたり田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに、〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦で、構成員は男9人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も260日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号5賃83-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇43番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇郡〇〇町〇〇1丁目16番14号 〇〇〇〇、申出年月日は令和5年11月15日でございます。利用権を設定する土地につきましては、所在 〇〇218番地1 現況地目 畑、面積36,788㎡の1筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間 令和5年11月30日から令和10年11月30日までの5年、借賃につきましては、10aあたり畑〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに、〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻で、世帯員は男2人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も260日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号5賃84-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇21番地1 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇28番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和5年11月13日でございます。利用権を設定する土地につきましては、所在 〇〇23番地6 現況地目 畑、面積6,100㎡外3筆。全筆畑でございまして4筆合計17,172㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間 令和5年11月30日から令和8年11月30日までの3年、借賃につきましては、10aあたり畑〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに、〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・種子馬鈴薯で、世帯員は男2人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も260日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 5 賃 85-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇21 番地 1 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇23 番地 48 〇〇〇〇、申出年月日は令和 5 年 11 月 13 日でございます。利用権を設定する土地につきましては、所在 〇〇16 番地 6 現況地目 田、面積 13,438 m<sup>2</sup>外 12 筆。内訳につきましては、田 11 筆 32,534 m<sup>2</sup>、畑 2 筆 20,517 m<sup>2</sup>、13 筆合計 53,051 m<sup>2</sup>でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間 令和 5 年 11 月 30 日から令和 8 年 11 月 30 日までの 3 年、借賃につきましては、10a あたり田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに、〇〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・種子馬鈴薯で、世帯員は男 2 人女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 260 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 5 賃 86-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇7 番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町〇〇284 番地 7 〇〇〇〇外 2 名、申出年月日は令和 5 年 11 月 13 日でございます。利用権を設定する土地につきましては、所在 〇〇515 番地 現況地目 田、面積 10,103 m<sup>2</sup>の 1 筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間 令和 5 年 11 月 30 日から令和 9 年 11 月 30 日までの 4 年、借賃につきましては、10a あたり田〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに、〇〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・玉葱で、世帯員は男 1 人女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 260 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 5 賃 87-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇7 番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇1 番地 10 〇〇〇〇、申出年月日は令和 5 年 11 月 13 日でございます。利用権を設定する土地につきましては、所在 〇〇503 番地 現況地目 田、面積 4,954 m<sup>2</sup>の 1 筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間 令和 5 年 11 月 30 日から令和 9 年 11 月 30 日までの 4 年、借賃につきましては、10a あたり田〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに、〇〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・玉葱で、世帯員は男 1 人女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 260 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 5 賃 88-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇7 番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇4 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 5 年 11 月 20 日でございます。利用権を設定する土地につきましては、所在 〇〇508 地 現況地目 田、面積 5,436 m<sup>2</sup> 1 筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間 令和 5 年 11 月 30 日から令和 9 年 11 月 30 日までの 4 年、借賃につきましては、10a あたり田〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに、〇〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り

込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・玉葱で、世帯員は男1人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も260日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号5賃89-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇166番地199 〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇市〇〇区〇〇3条18丁目9番12号 〇〇〇〇、申出年月日は令和5年11月20日でございます。利用権を設定する土地につきましては、所在 〇〇10番地11 現況地目 田、面積2,556㎡外6筆。全筆田でございまして7筆合計23,476㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間 令和5年11月30日から令和6年11月30日までの1年、借賃につきましては、10aあたり田〇〇〇〇〇〇円、田〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法につきましては、11月30日までに、〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦・玉葱で、世帯員は男1人女3人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も260日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号5賃90-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇166番地199 〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇町〇〇3丁目6番9 〇〇〇〇、申出年月日は令和5年11月20日でございます。利用権を設定する土地につきましては、所在 〇〇6番地8 現況地目 田、面積2,785㎡外5筆。全筆田でございまして6筆合計23,281㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間 令和5年11月30日から令和6年11月30日までの1年、借賃につきましては、10aあたり田〇〇〇〇〇〇円、田〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに、〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦・玉葱で、世帯員は男1人女3人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も260日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

(議長)

はい。只今事務局より賃貸借23件、所有権移転2件の計25件の説明がありましたが、関係する委員さんの案件を審議したいと思います。柴田委員退席願います。

(柴田委員退席)

それでは、番号5賃67-1について審議したいと思います。

何か質問等ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

番号番号5賃67-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号番号5賃67-1は原案どおり決定いたします。

続いて、番号5賃72-1について審議したいと思います。

何か質問等ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

番号番号5 賃 72-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号番号5 賃 72-1 は原案どおり決定いたします。

(柴田委員着席)

続きまして、中島委員退席願います。

(中島委員退席)

それでは、番号5 賃 78-1 について審議したいと思います。

何か質問等ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

番号番号5 賃 78-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号番号5 賃 78-1 は原案どおり決定いたします。

(中島委員着席)

続きまして、田村賢治委員退席願います。

(田村賢治委員退席)

それでは、番号5 賃 82-1 について審議したいと思います。

何か質問等ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

番号番号5 賃 82-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号番号5 賃 82-1 は原案どおり決定いたします。

(田村賢治委員着席)

続きまして、残る21件について審議したいと思います。

整理番号5 賃 66-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号5 賃 66-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号5 賃 66-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号5 賃 68-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号5 賃 68-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号5 賃 68-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号5 賃 69-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 賃 69-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)  
全員挙手。よって整理番号 5 賃 69-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 賃 70-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 賃 70-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)  
全員挙手。よって整理番号 5 賃 70-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 賃 71-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 賃 71-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)  
全員挙手。よって整理番号 5 賃 71-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 賃 73-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 賃 73-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)  
全員挙手。よって整理番号 5 賃 73-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 賃 74-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 賃 74-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)  
全員挙手。よって整理番号 5 賃 74-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 所 75-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 所 75-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)  
全員挙手。よって整理番号 5 所 75-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 所 76-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 所 76-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)  
全員挙手。よって整理番号 5 所 76-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 賃 77-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 賃 77-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)  
全員挙手。よって整理番号 5 賃 77-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 賃 79-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 賃 79-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 賃 79-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 賃 80-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 賃 80-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 賃 80-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 賃 81-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 賃 81-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 賃 81-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 賃 83-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 賃 83-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 賃 83-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 賃 84-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 賃 84-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 賃 84-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 賃 85-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 賃 85-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 賃 85-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 賃 86-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 賃 86-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 賃 86-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 賃 87-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 賃 87-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号5賃87-1は原案どおり決定といたします。

整理番号5賃88-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号5賃88-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号5賃88-1は原案どおり決定といたします。

整理番号5賃89-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号5賃89-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号5賃89-1は原案どおり決定といたします。

整理番号5賃90-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号5賃90-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号5賃90-1は原案どおり決定といたします。

日程10 議案第28号「農地のあっせんについて」事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案28号 農地のあっせんについて 下記農地の所有者から、農地の売渡についてあっせんの申出があったので、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき意見を諮う。今回の申出は3件でございます。

番号1 あっせん申出者 栗山町字〇〇97番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和5年11月13日 申出地所在 〇〇341番地2、地目につきましては、公簿現況ともに畑、面積23,126㎡外2筆。全筆畑でございまして3筆合計24,637㎡。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(6番 柴田)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として塚本委員と私で進めていきたいと思っておりますので、よろしくご審議をお願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号1について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号1はあっせんを可といたしますので、柴田委員、塚本委員よろしくお願  
い  
します。

続いて番号2について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

番号2 あっせん申出者 栗山町字〇〇64番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和5年11月20日 申出  
地所在 〇〇66番地1の内、地目につきましては、公簿現況ともに田、面積13,089㎡外6筆。内訳に  
つきましては、田4筆17,076㎡、畑3筆2,328㎡、合計7筆19,404㎡でございます。別紙に今回の申  
出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(9番 中島)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回の  
あっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 株式  
会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思  
います。あっせん委員として田村俊彦委員と私で進めていきたいと思っておりますので、よろしくご審議お願  
い  
します。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号2について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号2はあっせんを可といたしますので、中島委員、田村俊彦委員よろしくお  
願  
い  
します。

続いて番号3について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

番号3 あっせん申出者 栗山町字〇〇167番地 86 〇〇〇〇 申出年月日 令和5年11月20日  
申出地所在 〇〇265番地2、地目につきましては、公簿現況ともに田、面積2,048㎡外9筆。内訳に

つきましては、田 5 筆 11,622 m<sup>2</sup>、畑 5 筆 12,164 m<sup>2</sup>、合計 10 筆 23,786 m<sup>2</sup>でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(2 番 田村俊彦)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第 1 候補に 株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇さん、第 2 候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として川崎委員と私で進めていきたいと思っておりますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号 3 について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号 3 はあっせんを可といたしますので、田村俊彦委員、川崎委員よろしく願います。

日程 11 議案第 29 号「買入協議を行う旨の通知の要請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第 29 号 買入協議を行う旨の通知の要請について 下記農地の所有者から、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定に基づき所有権移転に係るあっせんの申し出があったので、同法第 16 条第 1 項に基づき栗山町長に対し買入協議を行う旨の通知をするよう要請することについて意見を諮う。今回の申し出は 1 件です。

番号 1 あっせん申出者 栗山町字〇〇4 番地 7 〇〇〇〇 申出年月日 令和 5 年 11 月 7 日 申出地所在 〇〇271 番地 2 地目といたしましては、公簿、現況ともに田 面積 3,488 m<sup>2</sup>外 18 筆。全筆田でございます。別紙により買入れ予定者及び今回の申出地と周辺の耕作者を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。事務局より説明がありました。それでは、審議したいと思います。

整理番号 1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号1は原案どおり決定といたします。

日程12 議案第30号「耕作放棄地の非農地判断について(案)」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第30号 耕作放棄地の非農地判断について(案) 下記農地について、農地利用状況調査の結果に基づき、非農地と判断したいので意見を諮う。今回は2件です。

番号1 所在〇〇64番地38 地目につきましては、公募、現況ともに畑 公募面積1,761㎡、現況面積1,761㎡外1筆。全筆畑でございまして、2筆現況面積合計2,507㎡でございまして、所有者につきましては、〇〇〇〇外1名。現況確認日が令和5年10月5日から令和5年10月7日となっております。

番号2 所在〇〇8番地2の内 地目につきましては、公募が畑、現況が田 公募面積2,974㎡、現況面積694㎡外6筆。内訳につきましては、現況が田4筆14,413㎡、畑3筆4,899㎡、7筆合計19,312㎡でございまして、所有者につきましては、〇〇〇〇。現況確認日が令和5年10月5日から令和5年10月7日となっております。

(議長)

はい。事務局より説明がありました。それでは、審議したいと思います。

整理番号1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号1は原案どおり決定といたします。

整理番号2について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号2について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号2は原案どおり決定といたします。

本日の議案につきましては、これで終わりでございます。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

(議長)

次期総会の日程は12月21日木曜日 午後3時00分から、現地調査につきましては12月14日木曜日 午前9時30分から 第5班 中島委員、長尾委員、木下委員にお願いします。それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(局長)

ご起立願います。礼。本日はご苦勞様でした。(午前 11 時 00 分 終了)